

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

## I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

### 1. 基本的な考え方

当社は、「社会に人に信頼されるものづくり企業であり続ける」ことを企業理念としております。この企業理念のもと、広範囲な分野で培った複合技術とグローバルな事業活動での経験を総合的に調和させた製品・サービスを提供する『ものづくり企業』として、社会や人々からの期待に応え信頼を高めることを経営方針としております。この経営方針に基づき、「お客様により高い満足を提供します」、「安全で働き甲斐のある職場を実現します」、「社会の発展に寄与します」、「企業永続のために利益を追求します」の4つを経営姿勢として掲げ、全てのステークホルダーの皆様へ企業として存続する価値を評価頂けるように努めております。

### 2. 資本構成

外国人株式保有比率 10%以上20%未満

#### 【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
三井物産株式会社	42,944,000	5.16
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	32,045,000	3.85
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	26,725,000	3.21
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口9)	25,473,000	3.06
株式会社百十四銀行	25,460,400	3.06
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(中央三井信託銀行退職給付信託口)	23,316,000	2.80
シティバンクホンコンピービージークライアントホンコン	22,434,284	2.69
野村信託銀行株式会社(信託口)	16,096,000	1.93
三井生命保険株式会社	16,002,000	1.92
株式会社三井住友銀行	13,647,428	1.64

支配株主(親会社を除く)の有無 更新 \_\_\_\_\_

親会社の有無 なし

補足説明

### 3. 企業属性

上場取引所及び市場区分 東京 第一部、大阪 第一部、名古屋 第一部、札幌 既存市場、福岡 既存市場

決算期 3月

業種 輸送用機器

直前事業年度末における(連結)従業員数 1000人以上

直前事業年度における(連結)売上高 1000億円以上1兆円未満

直前事業年度末における連結子会社数 50社以上100社未満

### 4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

### 5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

当社は上場子会社を1社有しており、平成23年3月31日時点で当社の上場子会社である「三井海洋開発株式会社」の発行済株式の50.10%を当社が保有しております。

同社と当社は両者が合意した「上場子会社に関する業務処理規程」に基づき、グループ会社としての意思疎通を図っていますが、同業務処理規程には株主権行使に関する事項以外親会社の承認を要する定めはなく、同社は上場企業としての独立性を保持しております。

## II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

### 1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態 監査役設置会社

#### 【取締役関係】

定款上の取締役の員数 **更新** 20名

定款上の取締役の任期 **更新** 1年

取締役会の議長 **更新** 社長

取締役の人数 **更新** 14名

社外取締役の選任状況 選任していない

#### 【監査役関係】

監査役会の設置の有無 設置している

定款上の監査役の員数 **更新** 5名

監査役の人数 4名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況 **更新**

監査役は会計監査人の監査計画に対して意見を表明し、重要なリスクについて認識を共有するとともに会計監査人と定期的に会合を持ち、報告を受け意見交換を行っております。  
 当社は、内部監査部門として、当社並びに当社子会社からなる企業集団全体を監査対象とする社長直属組織の「監査部」を設置し、取締役1名が「監査部門担当」業務を管掌し、監督しております。  
 監査部は監査役に対して、隔月で年次業務監査等の内部監査結果など監査業務の執行状況を説明するとともに、適宜社内外の諸情報などを提供し意見交換を行っております。

社外監査役の選任状況 選任している

社外監査役の人数 2名

社外監査役のうち独立役員に指定されている人数 2名

#### 会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(1)								
		a	b	c	d	e	f	g	h	i
今井和也	他の会社の出身者								○	
矢作光明	他の会社の出身者				○	○			○	

※1 会社との関係についての選択項目

a 親会社出身である

b その他の関係会社出身である

c 当該会社の大株主である

d 他の会社の社外取締役又は社外監査役を兼任している

e 他の会社の業務執行取締役、執行役等である

f 当該会社又は当該会社の特定関係事業者の業務執行取締役、執行役等の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずるものである

g 当該会社の親会社又は当該親会社の子会社から役員としての報酬等その他の財産上の利益を受けている

h 本人と当該会社との間で責任限定契約を締結している

i その他

#### 会社との関係(2) **更新**

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	当該社外監査役を選任している理由(独立役員に指定している場合は、独立役員に指定した理由を含む)

今井和也	○	独立役員	社外監査役に選任した理由は、主に総合商社の経営者としての経験に基づく事業活動及び経営全般に関する豊富な見識を生かし、客観的な見地から適切な監査を期待しているため。独立役員に選任した理由は、現在も過去においても、独立役員届出書の独立役員の属性に記載されているa1～e2に該当せず、平成20年に当社監査役に就任した後は、主に総合商社の経営者として培った事業活動及び経営全般に関する豊富な見識に基づき、客観的な見地から適切な監査や取締役会及び監査役会における意見陳述を行っており、今井氏の独立性に関して一般株主と利益相反の生じるおそれはないと判断したため。
矢作光明	○	(株)日本総合研究所代表取締役会長 ソニー(株)取締役 東レ(株)監査役 独立役員	社外監査役に選任した理由は、長年、金融機関の経営者としての経験に基づく経済動向及び経営全般に関する豊富な見識を生かし、客観的な見地から適切な監査を期待しているため。独立役員に選任した理由は、矢作氏は平成20年6月に当社の社外監査役に就任したが、当社の監査役に就任される以前の平成15年6月から平成19年4月に至る過去においては当社の主要な取引先である株式会社三井住友銀行の業務執行者であったが、現在は同行とは雇用、委任、顧問、嘱託など何らの関係はなく、さらに、当社は複数の金融機関と取引を行っており、同行への借入金残高(平成23年3月31日現在)は約155億円であり、同行への借入依存度(全体の20%程度)及び同行による当社株式保有比率は他社と比して突出しておらず、当社に対する影響度は希薄である。また、矢作氏は株式会社日本総合研究所の代表取締役を兼任しているが、同社と株式会社三井住友銀行との間に直接の資本関係はなく、矢作氏の出身元の同行の影響を受けるおそれはない。以上のことから、矢作氏の独立性に関して一般株主と利益相反の生じるおそれはないと判断したため。

#### 【独立役員関係】

独立役員の数 更新 2名

その他独立役員に関する事項

#### 【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況 業績連動型報酬制度の導入

該当項目に関する補足説明

経営管理指標としている全社及び担当部門の業績を報酬に反映させています。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

#### 【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況 個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 更新

取締役及び監査役に支払った報酬等の額は、取締役16名(うち1名は平成23年3月30日付けで辞任により退任)に対して515百万円、監査役4名に対して75百万円、合計591百万円です。なお、上記には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

上記支給額には、平成22年度に対応する退職慰労引当金に相当する額224百万円を含んでおります。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 更新 あり

## 報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

月例報酬は、役位別に定める額を基準として、会社及び担当部門の業績等を反映して決定しています。

### 【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

秘書室に社外監査役を補佐する担当者を配置し、社外監査役の業務をサポートしております。また、社外監査役へは定期的に業務の執行状況について報告会を開催しております。なお、監査役の業務を補佐する部署として「監査役室」を設け、常勤の使用人を置いています。

## 2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

### (1) 現状の体制の概要及び現状の体制を採用している理由

当社は、コーポレート・ガバナンスを「株主を始めとするステークホルダーと経営者の関係を律するための枠組み」と定義し、会社法など法令のみならず経営者の企業活動を律し、企業活動の透明性を確保するための基本的な枠組み全般と捉えています。そして、コーポレート・ガバナンスの具体的内容を「取締役が、取締役会の構成員として、会社の業務を執行する経営者、幹部職員等による業務執行を監督し、また、監査役が独立の機関として取締役及び幹部職員の業務執行を監査することにより、適正かつ透明性の高い経営を行わしめることを担保するための仕組み」としています。このような認識の下に、当社は、監査役による監査機能の実効性を高める一方、会社業務に精通した社内取締役により構成される取締役会による経営が「ものづくり企業」である当社の業態に適していると判断し、監査役・監査役会設置会社の形態によるコーポレート・ガバナンス体制を採用しています。また、このような認識に基づく経営を実践するうえで、取締役の説明責任を明確にするために取締役の任期を1年とし、取締役に対する信任を株主各位が確認する機会を増すことに努めております。当社子会社から成る企業集団におけるコーポレート・ガバナンスについても、傘下の国内子会社は全て監査役制度を採用しており、うち大会社については常勤監査役を設置しております。当社の監査役と子会社の監査役は定期的に情報交換を行い、監査の実効性を高めております。

### (2) 業務執行

当社では、取締役会により決定された基本方針に基づく業務執行のために経営会議体として、取締役会の他に「経営戦略会議」と「経営会議」を設けており、経営戦略会議は代表取締役、企画担当役員及び管理部門担当役員等によって構成され、経営会議は経営戦略会議メンバー及び各部門責任者で構成しております。経営戦略会議では全社戦略について、経営会議では個別の業務執行について審議することとしており、激動する経営環境に対応して迅速かつ機動的な意思決定に努めております。

### (3) 監査役監査

監査役は取締役会、経営戦略会議及び経営会議に出席するほか、取締役が監査役会に報告すべき事項を予め協議して定めた規程により適時・適切な情報収集を行うとともに、社内各部門との日常コミュニケーション及び当社子会社からなる企業集団に対するヒアリング等を通じて、取締役の業務執行を監視・監督しております。

### (4) 内部監査

当社は、内部監査部門として、当社子会社から成る企業集団全体を監査対象とする社長直属組織の「監査部」を設置し、取締役1名が「監査部門担当」業務を管掌し、監督しております。監査部はリスク審査機能と内部監査機能を併せ持ち、公認内部監査人4名、公認情報システム監査人2名、内部監査士8名など監査専門資格保持者を含む専任16名を擁し、経営会議の承認を受けた年間業務計画に基づき、業務監査を実施しております。監査結果は経営会議に報告されるとともに、監査指摘事項は業務執行命令により是正されます。その後フォローアップ監査を行い、是正の有無を確認しております。

### (5) 会計監査

平成22年度において、当社の会計監査業務を執行した公認会計士は「有限責任 あずさ監査法人」に所属しております。

## 3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

当社は、監査役による監査機能の実効性を高める一方、会社業務に精通した社内取締役により構成される取締役会による経営が「ものづくり企業」である当社の業態に適していると判断し、社外取締役は選任しておりません。経営者としても十分な経験を有する社外監査役が経営監視機能の客観性を補強しており現状でも充分透明性の高いコーポレート・ガバナンスが保たれています。

### Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

#### 1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

##### 補足説明

株主総会招集通知の早期発送	株主総会日3週間前に招集通知(事業報告を含む)を発送しており、第108回定時株主総会の招集通知は平成23年6月7日に発送しています。
集中日を回避した株主総会の設定	——
電磁的方法による議決権の行使	インターネット上の議決権行使ウェブサイトにて行使することができます。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	機関投資家の株主は議決権電子行使プラットフォームをご利用いただけます。
招集通知(要約)の英文での提供	招集通知は全文英訳しています。
その他	ホームページに招集通知(和文、英文)を掲載しています。

#### 2. IRに関する活動状況

##### 補足説明

代表者自身による説明の有無

アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	年間2回開催しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	投資家情報として当社ホームページに掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	IR担当役員のもとにIR室を設置しております。	

#### 3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

##### 補足説明

社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	企業理念、経営姿勢、行動規準としてステークホルダーの尊重の理念を明記しております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	環境安全管理室を設け、法令を遵守し、ISO14001に基づいて、環境管理を行っております。また、毎年環境・社会報告書を発行しております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	役員を委員長とするホームページ委員会を設け、各年度の重点活動方針を定め、活動を実施しております。 適法かつ適時・適切な会社情報のデスクロージャーを目的に、「会社情報の情報開示に関する規程」を定め会社情報の情報開示を行っております。

## IV 内部統制システム等に関する事項

### 1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社は、会社法及び会社法施行規則に基づき、取締役会において内部統制システム構築の基本方針を以下のとおり決議し、業務の適正を確保するための体制を整備いたしました。

(1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- イ. 会社の業務執行が全体として適正かつ健全に行われることを確保するため、取締役会はコーポレート・ガバナンスを一層強化する観点から、当社及び子会社から成る企業集団としての有効なリスク管理体制、実効性のある内部統制システム及びコンプライアンス体制の確立に努める。
- ロ. 財務報告に重要な影響を及ぼす可能性のある情報の信頼性の確保を図る。
- ハ. 監査役並びに監査役会が行うリスク管理体制、内部システム及びコンプライアンス体制の有効性等に関する監査報告に基づき、問題の早期発見とその是正を図る。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- イ. 各経営会議体の運営に関する社内規程に基づき、各経営会議体の事務局は経営の意思決定及び業務執行に係る記録(電磁的記録を含む)を作成し、これを適切に保存、管理する。
- ロ. 取締役及び監査役は、これらをいつでも閲覧することができる。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- イ. 経営諸活動全般に係るすべてのリスクを網羅的に把握、評価し、優先すべき重要なリスクについて適正な対応がなされているか、経営レベルで継続的に確認、管理するトータルリスクマネジメントを推進する。
- ロ. 不測の事態が発生した場合には、代表取締役を委員長とする「特別危機管理委員会」において迅速に対応を検討し、損失の拡大を最小限に止めることに努める。
- ハ. 経営に対する影響が大きい事業運営上のリスク管理については、「全社リスク管理・決裁基準」に基づき、各事業本部ごとに「本部内リスク管理検討会議」を設置し、自主リスクチェックを行う。
- ニ. 業務執行部門のリスク管理状況については、社長直属で独立性及び客観性を持つ監査部の内部監査により有効性の検証、不備是正勧告などを行う。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- イ. 定例取締役会並びに必要に応じて随時開催する臨時取締役会のほか、取締役会が職務の執行を適正かつ効率的に行うための基礎となる経営判断を迅速に行うため、経営戦略会議及び経営会議等の経営会議体を組織し、それぞれの運営規程に定める機能に応じ経営の重要事項を審議し、意思決定を行う。
- ロ. 業務執行取締役は各経営会議体にて審議、決定された方針に基づき、責任と権限をもって担当部門において効率的に業務執行を行い、その執行状況について3カ月に1回、取締役会にて報告を行うものとする。
- ハ. 目標の明確な付与、採算確保の徹底を通じて市場競争力の強化を図るために全社及び各事業本部の目標値を年度予算として策定し、その執行状況について3カ月に1回、業務執行取締役が経営会議体構成メンバー・他関係者に報告を行うものとする。

(5) 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- イ. コンプライアンス体制については、「コンプライアンス運営規程」に基づき、代表取締役を委員長、業務執行取締役をコンプライアンスオフィサーとする「コンプライアンス委員会」を設置し、監視、啓発活動を推進する。
- ロ. 独占禁止法の遵守については、特に監視活動を強化するため「コンプライアンス委員会」の下部機能として代表取締役を委員長、各管理部門及び各事業本部営業担当の幹部従業員を構成メンバーとする「独占禁止法遵守監視委員会」を設置し、監視を徹底する。
- ハ. 企業行動規程の遵守については、当社及び子会社の役職員に対する教育、啓発活動を推進し、周知徹底する。
- ニ. 法令違反その他コンプライアンスに関する問題の早期発見のため、コンプライアンス事務局長及び社外弁護士が当社及び当社子会社並びにその取引先の全役職員等から相談や通報を直接受ける「ヘルプライン」(内部通報制度)を設け、公益通報者保護法に準拠した「不正通報、相談制度の運用に関する規程」に基づき、その実効性の確保に努める。
- ホ. コンプライアンス体制については、監査部の内部監査により有効性を検証し、不備があれば是正する。
- ヘ. 財務報告に重要な影響を及ぼす可能性のある情報の信頼性を確保することに努め、財務情報他会社情報の情報開示については、会社情報の適時開示に関する社内規程に基づき適時・適正な開示に努める。

(6) 当社並びにその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- イ. 企業集団における「企業理念」、「経営姿勢」及び「行動規程」を定め、これを基礎として各社において必要な体制を整える。
- ロ. 経営管理については、子会社各社へ取締役及び監査役を派遣し監督を行うことに加え、「グループ経営管理規程」に基づく当社への報告制度を通じて管理、監督を行う。
- ハ. 企業集団における財務報告に係る内部統制については、自己評価によるセルフチェックに加えて、監査部の内部監査による独立的評価により有効性を検証し、不備があれば是正する。
- ニ. コンプライアンスについては、「コンプライアンス運営規程」を子会社の役職員にも適用するものとし、各子会社においては社長がコンプライアンスオフィサーとして当社の「コンプライアンス委員会」の指導のもとに、各社の実情に応じたコンプライアンス体制を整備する。
- ホ. 子会社の役職員も「ヘルプライン」の利用対象者に含める。

(7) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

- イ. 監査役を補助する組織として業務執行部門から独立した「監査役室」を設置し、常勤の使用人を置く。
- ロ. 監査役室に所属する使用人は監査役の指示により監査役の職務の執行を補助する。

(8) 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項

- イ. 監査役室に所属する常勤の使用人は、取締役の指揮・監督を受けないものとする。

(9) 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他監査役への報告に関する体制

- イ. 経営会議体規程に基づき監査役は経営戦略会議及び経営会議に出席するものとし、事務局は監査役に議事録を提出するものとする。
- ロ. 取締役及び使用人は、会社に著しい損害を及ぼすおそれがある事実を発見したときは直ちに監査役に報告を行うものとする。
- ハ. 取締役及び使用人が監査役に報告すべき事項については、報告事項及び報告要領を監査役会と協議のうえ定め、適時・適切に監査役会に報告するものとする。
- ニ. 監査役は必要に応じて、取締役及び使用人に対して報告を求めることができる。

(10) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- イ. 代表取締役は、監査役と可能な限り会合を待ち、業務報告とは別に会社経営に関する意見交換ほか、意思疎通を図るものとする。
- ロ. 取締役は、監査役が会計監査人、内部監査部門及び子会社監査役との連携を通して、実効的な監査が行えるよう協力するものとする。

参考資料「模式図」: 巻末「添付資料」をご覧ください。

### 2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社グループは健全な社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは断固として関係を排除する方針を企業行動規程に明記し、当社グループの全役職員に周知徹底しています。また、反社会的勢力との接触を未然に回避するとともに、それら勢力からの要求に屈することなく、法的手段により解決します。

当社グループにおける反社会的勢力排除に向けた取り組みとしては、当社の各総務部門及び子会社の総務部門を一次対応部署とし、事案により本社総務部門と連携し、グループ一体となり解決を図ります。また、弁護士や警察等外部専門機関とも連携し適切な対応を取ることとしています。啓発活動として企業行動規程に関する事例集に反社会的勢力排除に関する対応等を記載し、当社グループ内への周知徹底に努めます。

## Vその他

### 1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

#### 該当項目に関する補足説明

企業価値を高め、時価総額を拡大することが敵対的買収に対する防衛策と考え、企業価値を高める経営に努めております。そのため、特記すべき買収防衛策は導入しておりません。

### 2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 更新

昨今の内部統制強化の動向や平成20年4月より適用された内部統制報告制度に対応するため、全社的な「内部統制推進体制」を構築しており、「トータルリスク・内部統制委員会」を設置し、企画担当役員が責任者として推進しております。

(以下、余白)



## 適時開示体制概要書

会社名 三井造船株式会社  
(コード番号 7003 東証第1部)

当社の会社情報の適時開示に係る社内体制の状況は、下記のとおりです。

### 記

#### 1. 適時開示に係る基本姿勢について

当社及び子会社(以下、当社グループという)では、投資者に対して適時適切な会社情報の開示を行うことを基本姿勢とし、取締役会及び経営会議などの経営会議体で決定した事項(決定事実、決算情報)や当社グループ各部門の開示情報取扱責任者が把握した事項(発生事実)のうち、金融商品取引法及び証券取引所の定める適時開示規則により開示が要請される重要情報(適時開示情報)について、適時適切な開示に努めております。

#### 2. 適時開示に係る社内体制について

社内規程(「会社情報の適時開示に関する規程」)に基づき、当社グループ各部門に開示情報取扱責任者を任命するとともに、当社グループ全体の適時開示に関する担当部署を経営企画部と定め、開示プロセス全般に渡る体制を整え以下のとおり対応しております。(概略図添付)

- ・ 開示情報取扱責任者は、決定事実及び決算情報については経営会議体での決定後、発生事実については発生後速やかに適時開示担当部署(経営企画部)を通じて適時開示を行っております。
- ・ 開示情報取扱責任者は、所管子会社を含む当該部門に係る情報をチェックリストを用いるなどして定常的に、網羅的に情報収集するとともに、適時開示に関する内部統制を行っております。
- ・ 情報の重要性の判断、適時開示情報か否かの検討、適時開示情報の適正性の確認については、開示情報取扱責任者からの照会、報告に基づき、適時開示担当部署(経営企画部)が人事総務部、財務経理部など関係専門部署の支援の下に、検討を行っております。また、適時開示担当部署(経営企画部)においては、当社の直近の決算数値データに基づき算出した開示基準表(当社、国内及び海外子会社用)をグループイントラネットにも掲示するなど、適時開示規則の周知・徹底に日頃より努めております。

#### 3. 社内体制の適正性の確保について

担当取締役を中心とした取締役会による監督、監査役による「監査役監査基準」に基づく監査のほか、監査部による業務監査の実施により、適正性の確保に努めております。

以上

# 【会社情報の適時開示に係わる社内体制概略図】

